

川崎市行政サービスコーナー設置要綱

制定 昭和61年10月1日

最近改正 平成30年2月6日(平成30年2月17日施行)

(設置)

第1条 市民が日常通勤等で利用する駅舎等で、市民生活上利用頻度の高い各種証明書の交付や市政案内を行うことにより、市民サービスの向上に努めることを目的として川崎市行政サービスコーナー(以下「サービスコーナー」という。)を設置する。

(名称、位置及び所管)

第2条 サービスコーナーの名称、位置及び所管は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管
川崎市川崎行政サービスコーナー	JR川崎駅北口アトレ川崎 3階	川崎区役所 区民サービス部区民課
川崎市小杉行政サービスコーナー	南武線武蔵小杉駅舎下	中原区役所 区民サービス部区民課
川崎市溝口行政サービスコーナー	南武線武蔵溝ノ口駅前 ノクティプラザ1地下1階	高津区役所 区民サービス部区民課
川崎市鷺沼行政サービスコーナー	田園都市線鷺沼駅 東急ドエル・アルス鷺沼 ネクステージ1階	宮前区役所 区民サービス部区民課
川崎市登戸行政サービスコーナー	南武線登戸駅 味の食彩館のぼりと2階	多摩区役所 区民サービス部区民課
川崎市菅行政サービスコーナー	京王相模原線 京王稲田堤駅前 KTプラサ5階	

(取扱地域)

第3条 取扱地域は、市内全域とする。

(取扱業務)

第4条 サービスコーナーにおいて取り扱う業務は、次のとおりとする。

- (1) 戸籍(除籍を除く。)全部事項証明・個人事項証明の交付に関する事。
- (2) 戸籍の附票の写し(除附票を除く。)の交付に関する事。
- (3) 住民票の写し(除票を除く。)の交付に関する事。
- (4) 住民票記載事項証明書の交付に関する事。
- (5) 印鑑登録証明書の交付に関する事。
- (6) 市民税・県民税課税額証明書、市民税・県民税非課税証明書及び市民税・県民税免除証明書(当該年度分に限る。ただし、当該年度分の市民税及び県民税の税額が確定するまでの間にあっては、前年度分に係るもの)の交付に関する事。
- (7) 市政案内に関する事。

(開設時間及び休所日)

第5条 サービスコーナーの開設時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、休所日以外の日に開所しないことができる。

川崎 行政サービス コーナー	開設時間	月曜日から金曜日まで(ただし、 国民の祝日に関する法律(昭和23 年法律第178号)に規定する国民 の祝日及び休日を除く)	午前7時30分から午後7時まで
		日曜日、土曜日及び国民の祝日 に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する国民の祝日及 び休日	午前9時から午後5時まで
	休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日	
上記以外の 行政サービス コーナー	開設時間	月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午後7時まで
		日曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで
	休所日	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 国民の祝日及び休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)	

(利用の制限)

第6条 サービスコーナーの運営上、特に必要があると認める場合は第4条第1号から第6号に掲げる事務を取り扱わないことができる。

(職員)

第7条 サービスコーナーに必要な職員を若干名置く。

(職務)

第8条 職員は、上司の命を受け、サービスコーナーの事務を掌る。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成5年3月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成8年10月14日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年9月12日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成19年6月4日から施行する。ただし、第4条第7号の規定は、同年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第4条第1項及び第2項の規定は、施行日前に請求があった戸籍(除籍を除く)謄抄本及び戸籍の附票(除附票を除く)の写しについては、なお従前の例による。

附 則

この改正要綱は、平成23年3月26日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成30年2月17日から施行する。